
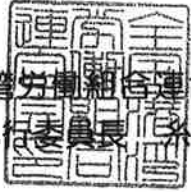






2017年3月15日  
全国港湾16発第92号  
港運同盟発17-第18号

消防庁 危険物保安室  
室長 秋葉 洋 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会 長 新屋 義信



## 危険物貨物等の取り扱いに関する申入書

### 記

#### 1. フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

- (1) 輸出・輸入に関わらず、運送の際に破損、発火など危険性のあるフレキシブルバック、その他の輸送用機材を、工業製品として絶対に認めないこと。そのために、これらの製品に関して厳格に審査をする体制を確立すること。
- (2) 2016年10月30日付、事業用自動車事故調査報告書によって、事故の原因が運転手の急ブレーキによるものと確定された。危険物貨物の運転に従事するうえで、急ブレーキを行ってはならないとは、国内輸送において考えられないものである。たとえ引火点が130度以上の動植物油等であったとしても輸送中の火災が全くないとは言えない。  
ただちに消防法の改正を行い、陸・海・空のいずれの輸送モードにあっても、フレキシブルバックによる液体輸送を禁止すること。また、それまでの間は、行政指導により、フレキシブルバックの使用を禁じる措置を講ずること。

#### 2. 危険物貨物情報の事前周知の徹底について

- (1) 政府として、国際連合危険物輸送勧告を批准することを推進し、消防法における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、輸送に連結した国内法を整備し、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保すること。そのために、所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。
- (2) 安全データシートやイエローカード等を更に発展させ、結合した危険物貨物情報を、作成するとともに、海上コンテナ運転手に周知することを荷主はじめ輸送に係る諸団体に徹底すると同時に現状の危険物輸送の実態調査を行うこと。

以上